

## ～初診患者さんへのお知らせ～

『初診時保険外併用療養費』としてご負担いただく金額が、令和2年4月1日より変更となります。

令和2年診療報酬改定において、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない患者さんが200床以上の一般病床をもつ地域医療支援病院を受診される際には、初診時※1に『保険外併用療養費』として、厚生労働省が定めた一定額以上(初診時5,000円以上)の料金を患者さんから徴収する事が義務付けられました。

この取り扱いは、国の保険医療機関相互(病院と診療所間など)の機能分担及び業務の更なる連携を促進する方針に基づく制度によるものです。

当院は350床の一般病床をもつ地域医療支援病院であり、この取り扱いを実施することが求められている医療機関に該当しますので、令和2年4月1日より、初診時にご負担いただく『保険外併用療養費』の料金を下記のとおり改訂させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

「初診時※1」

- ◆ 初めて当院を受診される場合
- ◆ 傷病が治癒したと医師が判断し診療が終了している場合
- ◆ 自己中断した場合等が該当します
- ◆ 最終来院日より3年以上診察を受けていない方の場合等が該当します

### 記

#### ◎初診時保険外併用療養費

	改定前	改定後
変更日	2020年3月31日迄	2020年4月1日から
負担金額	3,000円(税別)	5,000円(税別)

以上  
病院長